

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン改正案

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン</p> <p>1. 本ガイドラインの位置付け (略)</p> <p>2. サービス購入型 P F I 事業における手続簡易化 (略)</p> <p>(プロセス図 略)</p> <p>ステップ 1. 事業の提案</p> <p>1 - 1 P F I 事業の検討</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) P F I 事業の検討においては、後述するように、法第 6 条に基づく民間事業者からの実施方針策定の提案がある場合を想定している。このような提案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、提案内</p>	<p style="text-align: center;">P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン</p> <p>1. 本ガイドラインの位置付け (略)</p> <p>2. サービス購入型 P F I 事業における手続簡易化 (略)</p> <p>(プロセス図 略)</p> <p>ステップ 1. 事業の提案</p> <p>1 - 1 P F I 事業の検討</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) P F I 事業の検討においては、後述するように、法第 6 条に基づく民間事業者からの実施方針策定の提案がある場合を想定している。このような提案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、提案内</p>

容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。

1-2 民間事業者からの提案

民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第6条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第7条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。

このようにP F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記に留意して対応する。

なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双

容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。また、地域活性化や地域雇用創出といった視点も踏まえつつ、民間事業者からの提案や管理者等によるその活用を促進するには、地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた産官学金からなる地域プラットフォームの形成促進や事業遂行力向上のための管理者等のネットワークの創出等が有効であると考えられる。

1-2 民間事業者からの提案

民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第6条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第7条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。

このようにP F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記及び民間提案の実施手続きや提案書（フォーマット例）等を示した「P F I 事業民間提案推進マニュアル」に留意して対応する。

なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発

方にとって有益であると考えられる。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

- ① 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある。
- ② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。
- ③ 民間事業者から情報提供について相談があった場合においては、有益な提案を促すため、P S C (Public Sector Comparator : 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値) 算出の参考となる資料について、可能な範囲で適切に情報提供を行う必要がある。特に、既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う際に情報提供の要求がなされた場合は、当該公共施設等の過去の財務データや事業見通し等を提供することが望ましいと考えられる。
- ④ 情報提供については、上記②、③のほか、公共施設等の建設等に関する計画など、提案に必要と思われる情報について、内容が明らかになった場合はHP等で広く一般に公開することも民間提案の促進のためには効果的であると考えられる。

案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

- ① 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある。
- ② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。
なお、地方公共団体においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)(*2)において、公共施設等に関する情報を積極的に公開することも民間提案の促進には効果的である。
- ③ 民間事業者から情報提供について相談があった場合においては、有益な提案を促すため、P S C (Public Sector Comparator : 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値) 算出の参考となる資料について、可能な範囲で適切に情報提供を行う必要がある。特に、既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う際に情報提供の要求がなされた場合は、当該公共施設等の過去の財務データや事業見通し等を提供することが望ましいと考えられる。
- ④ 情報提供については、上記②、③のほか、公共施設等の建設等に関する計画など、提案に必要と思われる情報について、内容が明らかになった場合はHP等で広く一般に公開することも民間提案の促進のためには効果的であると考えられる。

<p>(2) 民間提案に必要な書類 (略)</p> <p>(3) 民間提案の検討プロセス</p> <p>① (略)</p> <p>② 検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。なお、必要に応じて、コンサルタント等を活用することも考えられる。</p> <p>ア 知的財産(*2)の保護 イ～オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>*1 「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。</p> <p>「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。</p>	<p>(2) 民間提案に必要な書類 (略)</p> <p>(3) 民間提案の検討プロセス</p> <p>① (略)</p> <p>② 検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。なお、必要に応じて、コンサルタント等を活用することも考えられる。</p> <p>ア 知的財産(*3)の保護 イ～オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>*1 「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。</p> <p>「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。</p> <p>*2 「<u>公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について</u> (平成26年4月22日総財務第75号)」</p> <p><u>第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項</u></p> <p><u>総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。</u></p>
---	---

<p><u>* 2</u> 「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。</p> <p>ステップ2. 実施方針の策定及び公表 (略)</p> <p>ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表 (略)</p> <p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定 (基本的な考え方)</p> <p>(1) ~ (10) 略 (会計法令の適用を受ける場合)</p> <p>(11) 会計法令の適用を受ける契約によって実施される事業について</p>	<p><u>五 PPP/PFIの活用について</u></p> <p><u>公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。</u></p> <p><u>* 3</u> 「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。</p> <p>ステップ2. 実施方針の策定及び公表 (略)</p> <p>ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表 (略)</p> <p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定 (基本的な考え方)</p> <p>(1) ~ (10) 略 (会計法令の適用を受ける場合)</p> <p>(11) 会計法令の適用を受ける契約によって実施される事業について</p>
---	---

は、例えば、以下のような方法が考えられる。なお、これら民間事業者の選定等の手続に当たっては、政府調達協定(*)との整合性の確保が必要である。

*3 「政府調達協定」とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。

①～② 略

(12) ～ (16) 略

4-2 民間事業者の選定結果の公表 (略)

4-3 民間事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合 (略)

ステップ5. 事業契約等の締結等 (略)

ステップ6. 事業の実施、監視等 (略)

ステップ7. 事業の終了 (略)

は、例えば、以下のような方法が考えられる。なお、これら民間事業者の選定等の手続に当たっては、政府調達協定(*)との整合性の確保が必要である。

* 「政府調達協定」とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。

①～② 略

(12) ～ (16) 略

4-2 民間事業者の選定結果の公表 (略)

4-3 民間事業者の選定をせず、特定事業の選定を取り消す場合 (略)

ステップ5. 事業契約等の締結等 (略)

ステップ6. 事業の実施、監視等 (略)

ステップ7. 事業の終了 (略)

付則

本ガイドラインは、平成26年 月 日から施行する。